

静岡地方最低賃金審議会
 第3回 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
 機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会
 議事要旨

開催日時	令和4年10月3日(月) 15時00分から18時35分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 地下会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
議題	1 特定最低賃金の改正決定について 2 その他		
議事要旨	本会議は、公開・非公開		
<p>1 特定最低賃金の改正決定について</p> <p>第2回専門部会の審議結果について、部会長より確認した後、公益委員が労、使委員へ個別に意見聴取を行った。</p> <p>労使へ個別に意見聴取が行われたが労使の意見の一致には至らなかった。そのため公益委員から公益委員案を示し出席者の表決により採決を行うこととなった。</p> <p>公益委員より、基幹産業として賃上げの必要性が認められるが物価高他を考慮し、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金額を現行の時間額970円から25円引き上げ、995円とする。発効日は指定期日発効とし、令和4年12月21日とする」</p> <p>案が示され、採決の結果、賛成多数により、公益委員案が専門部会の結論となった。</p> <p>この結論により「静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」が作成され、静岡地方最低賃金審議会会長宛に報告されることとなった。</p> <p>事務局にて報告文を作成した後、これを読み上げ、委員の承認を得た。</p> <p>事務局より、令和4年10月17日開催予定、第384回本審において表決により決する旨説明があった。</p> <p>2 その他</p> <p>事務局より、第384回本審について説明。</p>			